

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります◆

緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付限度額 一世帯につき1回限り20万円以内
- 据置期間 ①令和4年3月31日までに申請した場合 ⇒ 最大12カ月
②令和4年4月1日以降に申請した場合 ⇒ 令和5年12月末まで
※ただし、厚生労働省の決定により据置期間が延長されている方は、この限りではありません。
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子
- 保証人等 不要
- 交付方法 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

緊急小口資金【特例貸付】の申込に必要なもの

- 借入申込者の身分を証明できるもの（健康保険証、運転免許証 等）
- 世帯全員の住民票（マイナンバーの記載が無いもの）
- 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード ※ネット銀行は対象外となります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、通帳 等）

緊急小口資金【特例貸付】の受付窓口

釧路市社会福祉協議会 【受付時間：月～金曜日 8：50～17：20】

- 釧路支所 釧路市旭町12番3号 釧路市総合福祉センター内 0154(24)1565
- 阿寒支所 釧路市阿寒町中央1丁目7番12号
阿寒町保健・福祉サービス複合施設ひだまり内 0154(66)4200
- 音別支所 釧路市音別町本町3丁目50番地 音別町社会福祉会館内 01547(6)2941

◆緊急小口資金（特例貸付）は、令和4年9月30日まで受け付けます。

*償還免除の手続きについて

①令和4年3月31日までに申請した場合

その世帯が令和3年度又は令和4年度において、住民税非課税であることが確認できた場合に一括免除となることが決定しています。手続きに関する通知等については、令和4年4月以降発送予定となっております。

②令和4年4月1日以降に申請した場合

その世帯が令和5年度において、住民税非課税であることが確認できた場合に一括免除となることが決定しています。手続きに関する通知等については、令和5年4月頃に発送予定としております。

なお、詳細については、北海道社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。

実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2.7

TEL:011-241-3765（直通）

http://www.dosyakyo.or.jp/seifuku_shikin/index.html

総合支援資金（生活支援費）特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります◆

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額 単身世帯：月 15 万円以内
2人以上：月 20 万円以内
- 貸付期間 原則 3 か月
- 据置期間 ①令和 4 年 3 月 31 日までに申請した場合 ⇒ 最大 12 カ月
②令和 4 年 4 月 1 日以降に申請した場合 ⇒ 令和 5 年 12 月末まで
※ただし、厚生労働省の決定により据置期間が延長されている方は、この限りではありません。
- 償還期間 据置期間終了後 10 年以内
- 貸付利子 無利子
- その他 総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。
受付窓口は、市町村社会福祉協議会です。

緊急小口資金【特例貸付】の受付窓口

釧路市社会福祉協議会 【受付時間：月～金曜日 8：50～17：20】

- 釧路支所 釧路市旭町 1 2 番 3 号 釧路市総合福祉センター内 0154(24)1565
- 阿寒支所 釧路市阿寒町中央 1 丁目 7 番 1 2 号
阿寒町保健・福祉サービス複合施設ひだまり内 0154(66)4200
- 音別支所 釧路市音別町本町 3 丁目 50 番地 音別町社会福祉会館内 01547(6)2941

◆総合支援資金（特例貸付）は、令和 4 年 9 月 30 日まで受け付けます。

*償還免除の手続きについて

①令和 4 年 3 月 31 日までに申請した場合

各資金単位毎に定められた年度に、その世帯が住民税非課税であることが確認できた場合に一括免除となることが決定しています。手続きに関する通知等については、令和 4 年 4 月以降発送予定となっております。

②令和 4 年 4 月 1 日以降に申請した場合

その世帯が令和 5 年度において、住民税非課税であることが確認できた場合に一括免除となることが決定しています。手続きに関する通知等については、令和 5 年 4 月に発送予定としております。

なお、詳細については、北海道社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。

実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地 かでる 2.7

TEL:011-241-3765（直通）

http://www.dosyakyo.or.jp/seifuku_shikin/index.html